

第一百八十九回

## 参議院 経済産業委員会会議録第三号

(八二)

平成一十七年三月三十一日(火曜日)  
午前十時五分開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

吉川ゆうみ君

三月三十日

辞任

林芳正君

補欠選任  
阿達雅志君

上月良祐君

出席者は左のとおり。

委員長

奥井俊二君

委員

理 事

補欠選任  
吉川沙織君

磯崎仁彦君

滝崎成樹君

坂口利彦君

宗像直子君

奥井俊二君

経済産業大臣 宮沢洋一君  
大臣政務官 外務大臣政務官 宇都隆史君  
事務局側 常任委員会専門員 政府参考人  
外務大臣官房参考官 員会専門員  
事務官 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長  
事務官 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長  
事務官 坂口利彦君  
事務官 宗像直子君  
事務官 滝崎成樹君  
事務官 奥井俊二君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件  
○外国為替及び外國貿易法第十条第一項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたこと

につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川沙織君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、吉川ゆうみ君及び林芳正君が委員

を辞任され、その補欠として阿達雅志君及び上月

良祐君が選任されました。

○委員長(吉川沙織君) 政府参考人の出席要求に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につ

き承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、経済産業省貿易経済協力局長宗像直子君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉川沙織君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(吉川沙織君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(吉川沙織君) 外國為替及び外國貿易法第十条第一項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題

といたします。

本件の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加藤敏幸君 おはようございます。民主党・新緑風会、加藤敏幸でございます。

本日は、北朝鮮制裁に対する国会としての承認ということをございます。

冒頭、北朝鮮につきましては、やはり核開発、ミサイルの発射、そして拉致というこれらの問題

に対して、更に私は真摯に国際世論並びに我が國の声を聞くべきだということで、冒頭、これはもう本当に真剣に対応すべきであるということを申し添えたいというふうに思います。

既に国会では、衆議院、参議院それぞれ過去九

回にわたって本会議の決議を行つてまいりました。直近の決議であります二〇一三年二月十五日の参議院本会議での決議では、引用申し上げます

けれども、「政府は、国連安保理決議による「重

ダーシップを發揮し国連安保理理事国に対し行動を促すべきである。さらに政府は米国、韓国をはじめ、中国、ロシアなど国際社会と連携し、引き続き対話による努力と北朝鮮に対する新たな制裁を含め断固かつ実効性のある制裁措置を実施することを通じて、北朝鮮による拉致・核・ミサイル問題等の早急な解決に向け、総力を挙げて対処すべきである」と、このように決議の中にございました。

まず、経産大臣には、これらの国会決議を受け、これまで経済産業省が担当されてきた各種の経済制裁について現時点でどのように総括されているのか、この点についてお伺いしたいと思います。○国務大臣(宮沢洋一君) 北朝鮮をめぐる拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対して国会において累次の決議が行われており、今御質問にありますように、今回の措置の直前の平成二十五年二月には三度目の核実験に対する抗議決議が行われております。

経産省としましては、これらの国会決議を踏まえ、政府全体の北朝鮮措置の一環として、対北朝鮮輸出入禁止措置を厳格に実施してきております。北朝鮮から日本への輸入額は平成十七年には約百五十億円でありましたけれども、平成十八年に開始した輸入禁止措置によりまして平成十九年以降の輸入額はゼロとなっています。また、日本から北朝鮮への輸出額は平成十七年には約七十億円でありましたけれども、平成二十一年に開始した輸出禁止措置によりまして平成二十二年以降の輸出額はゼロとなっています。

対北朝鮮輸出入禁止措置は、武器などの輸出入禁止を定めた国連安保理決議を超える全ての貨物を対象とした日本独自の強い措置でありまして、日本の毅然とした姿勢を示すものであると考えております。北朝鮮の厳しい経済状況の下で、政府

のほかの対北朝鮮措置と相まって、一定の効果を上げているものと認識をしております。経済産業省といいたしましては、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決のため、引き続き関係省庁と密接に連携し、対北朝鮮輸出入禁止措置を厳格に実施してまいりたいと思っております。

なお、本日、北朝鮮をめぐる諸般の情勢を総合的に勘査して、本措置を来月十四日以降一年間延長することを閣議決定したところであります。

○加藤敏幸君 ありがとうございました。

次に、拉致調査に関する現状認識と今後の対応の在り方について、外務省にお伺いをしたいと思ひます。

昨年五月下旬の第三回日朝政府間協議において、北朝鮮側が、全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施し、最終的に、日本人に関する全ての問題を解決する意思を表明し、これに対し、日本政府は、これまでとつてきただ独自の制裁措置を昨年七月に解除いたしました。

しかし、その後の北朝鮮の調査の進捗状況は御承知のとおりであります。現在、政府としても、従来の船舶の入港禁止や輸出入禁止措置の二年間の継続に加え、一旦解除した制裁措置の再度の発動を行い、さらには送金禁止など、より強力な制裁措置を検討しておられる、このように伝える報道が一部ありました。

これまで北朝鮮には対話と圧力という原則で対応してこられたわけであります。この拉致調査の問題などに直面する中で、政府として、今後の対応の基本をどこに置くのかお伺いをしたい。特に、制裁の再発動や制裁強化がもたらすであろう様々な影響の見通しなどもあれば、聞かせていました。さればと思ひます。

○大臣政務官(宇都隆史君) お答え申し上げます。

拉致問題に関しましては、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、安倍政権の最重要課題というふうに認識をしておりま

北朝鮮との交渉に当たっては、従来より、委員おつしやったように、対話と圧力、そして行動対応の原則に基づいて臨んでいます。また、北朝鮮側から諸懸案解決に向けた前向きな具体的行動、これを引き出す上で何が最も効果的かという観点から、特別の事情がある場合に北朝鮮籍の入港を認める例外措置を実施していくところでございま

一方、対話につきましては、昨年三月に一年四ヶ月ぶりに北朝鮮との対話を再開して以降、五月の北京での日朝政府間協議、七月の北朝外交当局間会合、十月の平壤での特別調査委員会との協議といった日朝間の協議の機会に、拉致問題が最重要課題である旨を北朝鮮側に対しても、引き続き、全ての拉致被害者の帰国に向けて対話と圧力、行動対行動の原則を引き続き貫き、あらゆる機会、あらゆるレベルにおいて全力を尽くしていく所存でござります。

○加藤敏幸君 もうこれは、与党、野党関係なく、国全体を挙げて、国民の意思として、特に拉致された家族の皆さんの方の思いを私は共有しながら対応していきたい、我々もできることは御協力ををしていきたいというふうに思いますので、御尽力を重ねてお願い申し上げます。

さして、国連安保理決議をベースに各国連携をして北朝鮮へ制裁措置を加えてきたわけでありますけれども、これがなかなか、実際どこまで効果的なかと、こういうふうな課題を抱えているといふふうに思います。瀬戸際外交を繰り返しながら、なかなかしぶとく対応しているというのが私の感想であつて、本当に我々も制裁の効果を上げていくことを悩むところでもございます。

次に、制裁における人道的措置の在り方について、国際的な人道機関などにおいて、制裁措置について高齢者や子供、障害者、難民などの社会的弱者が不本意に悪影響を被る、そういうふうな問題について懸念を表明しております。

そこで、今日では、制裁におけるこのような側面への配慮から、安全保障理事会の決議の中にも人道的例外事項を入れるとか、また制裁の対象を

より明確にし、マイナス影響を緩和する方法が取られていくというところでございます。この方法はスマート制裁と、このように言われておりますけれども、権力の座にある人々、経済社会に大きな影響力を持つている個人や団体に個別の圧力を加えていくという方法が取られているということです。

二〇一三年三月八日の国連安保理の二〇九四決議は、このスマート制裁の性格を一段と強めております。これに基づき我が国やアメリカが行つてゐる北朝鮮への制裁措置も、兵器の輸出入企業や核開発担当者などエリート階級の金融資産凍結や入国禁止などの措置をとっているわけであります。一方で、このよなスマート制裁が本当に実効性を持つかどうかという議論もなお残されています。

そこで質問をいたしますのは、昨年七月の北朝鮮制裁措置の一部解除においては人道目的の北朝鮮籍船舶の入港を例外的に認めることにしたわけですが、一方で、このよなスマート制裁が本当に実効性を持つかどうかという議論もなお残されています。

○政府参考人(宗像直子君) 輸出入禁止措置に関する人道上の配慮といたしましては、食料、医薬品、衣類、その他の人道目的上妥当な物資を一定程度輸出禁止措置の例外としております。

具体的には次の二つの場合を例外と認めております。第一に、国際連合、国際赤十字等の北朝鮮に於ける機関に無償で提供されるもの、第二に、国際郵便で送付される小包であつて、北朝鮮内の個人が荷受人となつており、一定期間に個人的使用のために消費すると認められるものでございます。

以上でございます。

○加藤敏幸君 ありがとうございました。

さて、国連安保理決議をベースに各国連携をして北朝鮮へ制裁措置を加えてきたわけでありますけれども、これがなかなか、実際どこまで効果的なかと、こういうふうな課題を抱えているといふふうに思います。瀬戸際外交を繰り返しながら、なかなかしぶとく対応しているというのが私の感想であつて、本当に我々も制裁の効果を上げていくことを悩むところでもございます。

例えば、日本の制裁によつて二〇〇七年から北朝鮮の対日本の輸出入は大幅に減り、先ほど来お話をありました、今日では実質的にゼロになつてゐるということでございますけれども、その代わりに、中国等の輸出入が、代替しているといふんでしょうか、少し増えているといふことでございました。

制裁前の二〇〇一年が日朝間交易のピークでありますけれども、その輸出、輸入額の合計は、現在の為替レートで計算すると四百四十六億円と推計されます。一方、直近の推計、二〇一三年で見ると、日本は輸出入禁止でゼロになっていますけれども、中国との間で現在為替レートで約七千八百億円もの輸出、輸入が行われています。ちなみに、ロシアとは百二十四億円、韓国とは約一千五百四十五億円の貿易額となっています。六か国協議のメンバーの三か国がそういうふうな交易を統けているということです。言つてみれば、我が国だけの限界も見えますし、中国が国連安保理決議に基づき制裁をきちんとしてもらわなければ、国際的な制裁措置は効果がなかなか上がらないというふうにも言えるわけであります。

これをどのようにクリアしていくのか、大変難しい大きな課題ではございますが、また、これまで外務省を始めとし、政府としては北朝鮮問題に對し中国との協力関係充実に御尽力されてきたと、このように思いますけれども、これから対応も含めて見解をお伺いしたいというふうに思います。

○政府参考人(滝崎成樹君) 中国と北朝鮮の関係ですけれども、その全体像は貿易の面も含めて必ずしも明らかになつてているわけではございませんけれども、経済関係を含めて北朝鮮と密接な関係を中国は有しているということは御指摘のとおりかと思います。

そのようなことも反映しまして、中国と北朝鮮の間の貿易も、二〇一四年は二〇一三年に比べて若干減少はしておりますけれども、依然として高い水準にあるというふうに承知しております。

それから、中国は、国連安全保障理事会の常任理事国ということもありますし、それから六者会合の議長国を務めていることもありますので、北朝鮮に対しては大きな影響力を有しているというふうに考えております。

我が国といたしましては、対北朝鮮措置あるいは北朝鮮の対応を考える上で、国際社会が一層効

果的保ら、い。

的で、北朝鮮問題に対応していくという観点から、引き続き国際社会に対して対北朝鮮の関連安寧決議の着実かつ全面的な履行を求めていくことが基本的な考え方であります。

の輸入について、中国など第三国を経由するものを含めて禁止しております。

輸出につきましては、本措置の導入以降、外為法違反等により、累計で二十六件の事案で違反者が検挙されております。これらの違反事案は、一件を除き、中国、韓国又は香港を最終仕向地と偽装していたものでございます。主な違反貨物は、中古自動車、中古タイヤ、中古パソコン、日用品などです。

聞きしております。三か国会議では、共同報道発表が発出されおりますが、その中で北朝鮮の核問題についてどのような認識の一一致を見たのか、御紹介いただきたいと思います。

○政府参考人(滝崎成樹君)　お答えいたします。

今回の日中韓の外相会議におきましては、先ほども指摘させていただきましたように、「三外相は朝鮮半島における核兵器開発を断して容認できること」を再確認し、関連する全ての国連安理会決議及び二〇〇五年九月十九日の共同声明の下での

制裁前の二〇〇一年が日朝間交易のピークでありますけれども、その輸出、輸入額の合計は、現在の為替レートで計算すると四百四十六億円と推計されます。一方、直近の推計、二〇一三年で見ると、日本は輸出入禁止でゼロになっていますけれども、中国との間で現在為替レートで約七千八百億円もの輸出、輸入が行なわれています。ちなみに、ロシアとは百二十四億円、韓国とは約一千百四十五億円の貿易額となっています。六か国協議のメンバーの三か国がそういうふうな交易を続けているということをごぞざいます。言つてみれば、我が国だけの限界も見えますし、中国が国連安保理決議に基づき制裁をきちんとしてもらわなければ、国際的な制裁措置は効果がなかなか上がらないというふうにも言えるわけであります。

これをどのようにクリアしていくのか、大変難

果的に北朝鮮問題に対応していくという観点から、引き続き国際社会に対して対北朝鮮の関連安保理決議の着実かつ全面的な履行を求めていくというのが基本的な考え方あります。

また、この関係で、中国とも北朝鮮問題については様々な機会を通じて意見交換を行ってきておりまして、引き続き、日米、それから日米韓の連携を堅持しつつ、中国を含む関係国とも緊密に連携していくふうに考えております。

なお、先週末の二十一日の日に行われました日中韓の外相会合においても、三ヵ国は、北朝鮮による核開発を容認することはできないということを再確認したほか、朝鮮半島の非核化の実質的な進展のため、意義のある対話再開に向けて共に努力するということで一致しておりますので、その点も御紹介しておきたいと思います。

○加藤敏幸君 なかなか難しい課題もあって、これまで言葉にならないままのような、政府

○加藤敏幸君 本件は、国民全体の意思が結集  
りります。 今後も、引き続き従来同様、厳格に対処してま  
で厳格に対処しております。  
輸出入を行う事業者の取締りに当たりまして、従  
来から、警察、税関等の関係省庁と緊密に連携し  
て輸入につきましては、本措置の導入以降、外為  
法違反等により、累計で二十六件の事案で違反者  
が検挙されております。これらの違反事案は、一  
件を除き、中国、韓国又は香港を最終仕向地と偽  
装していたものでございます。主な違反貨物は、  
中古自動車、中古タイヤ、中古パソコン、日用品  
などでござります。  
輸入につきましては、累計で七件の事案で違反  
者が検挙されておりまして、これらの違反事案は  
全て中国を原産地又は船積地と偽装していたもの  
でございます。主な違反貨物は、マツタケ、アサ  
リなどの食料品、衣料などであります。  
経済産業省は、こうした北朝鮮との間の違法な  
輸出入を行ふ事業者の取締りに当たりまして、従

聞きしております。三か国会議では、共同報道発表が発出されおりますが、その中で北朝鮮の核問題についてどのような認識の一一致を見たのか、御紹介いただきたいと思います。

○政府参考人(滝崎成樹君) お答えいたします。

今回の日中韓の外相会議におきましては、先ほども指摘させていただきましたように、「三外相は、朝鮮半島における核兵器開発を断じて容認できなければならぬ」ということを再確認し、関連する全ての国連安保理決議及び二〇〇五年九月十九日の共同声明の下で、国際的な義務及び約束が忠実に履行されなければならないという認識で一致した。さらに、「三外相は、朝鮮半島の非核化の達成に向け実質的な進展を得るために、意味のある六者会合を再開するべく共に努力を継続することを決定した」というような内容が共同発表にはまとめられております。

○倉林明子君 今御紹介ありましたように、朝鮮半島の非核化の達成に向け実質的な進展を得るために、意味のある六者会合を再開すべく共に努力を継続する、こういうことが明記されたということとで、大変重要なことだと思うんですね。

この間の六か国協議をめぐる動きということでは、張り反つて、どうなつてしまふか、

○政府参考人(滝崎成樹君) 中国と北朝鮮の関係ですけれども、その全体像は貿易の面も含めて必

最後に、迂回交易の取締りについて経産省において伺いをしたいというふうに思います。これはもう皆さん御存じのとおり、やっぱり迂回輸出、迂回輸入ということがある種この制裁措

し、毅然と私はきちつと決められたことをやつて  
いくことが大切ではないかということで、  
経産省、外務省始め各関係機関の御努力をお願い  
申し上げまして、質問を終わります。  
ありがとうございました。

この間の六か国協議をめぐる動きと、どうなってきたのかについて、御説明をいただきたい。

○政府参考人(滝崎成樹君) 最も最近のことから御紹介いたしますと、一〇〇五年九月に開催された第四回の六者会合において共同声明というものが発表されております。その後六者会合の枠組みを活用して様々な議論が行われてまいりましたが、振り返って、どうなってきたのかについて、御説明をいただきたい。

の間の貿易も、一〇一四年は一〇一三年に比べて  
若干減少はござりますナハニ、依然として高

発されてきましたし、不正行為をした個人、企業に対しても刑事罰、行政制裁が行われていますけれども、ゼロにはならないと、このような状況でござ

り、地域の平和と安定に対する極めて危険な逆行だと考えております。

合の議長国を務めているということもありますので、七月三十二日～三十三日、リバティ・

○政府参考人(宗像直子君) 説明をいただきたいと思います。

我が国といたしましては、対北朝鮮措置あるいは北朝鮮の対応を考える上で、国際社会が一層効

第九部 経済産業委員会会議録第三号 平成二十七年三月三十一日

射、三度目の核実験を強行ということになつていますかと思うんです。

こうした一連の経過を見ますと、対話は繰り返され合意は結ばれているけれども、北朝鮮はそれを何度も裏切っていると、こういう経過だと思うんですけれども、外務省の認識をお聞かせください。

○政府参考人(滝崎成樹君) 北朝鮮による核・ミサイル開発の継続というのは、日朝平壤宣言、六者会合共同声明、それから一連の国連安保理決議に明らかに違反しております。我が国としては決して容認できないというふうに考えております。

我が国としましては、アメリカや韓国を始めとする関係国と連携しながら、北朝鮮に対し、いかなる挑発行為も行わず、関連する安保理決議を履行し、六者会合共同声明の完全実施に向けて具体的な行動を取るよう引き続き求めていく考えであります。

また、拉致問題につきましては、五月のストックホルムでの日朝政府間協議において、北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する調査を行うことを約束し、七月に特別調査委員会を立ち上げて調査を開始しております。現在までに調査結果の通報というのがないわけですけれども、政府としては、引き続き迅速に調査を行い、速やかにかつ正直に結果を日本に通報することを強く求めしていく考えであります。

我が国といたしましては、先ほど宇都政務官の方からも申し上げましたように、対話と圧力の一貫した方針の下で、日朝平壤宣言に基づき、引き続き米国及び韓国を含む関係国とも緊密に連携しつつ、拉致、核、ミサイルといった日朝間の諸懸案を包括的に解決すべく粘り強く交渉を続けています。

○倉林明子君 御紹介ありましたように、核兵器

を放棄していく、この合意については、二〇〇八年以降実質的な話はできていないということか

と思うんですね。やっぱり、いかにこの問題、対

話により解決していくのかと、対話による解決と

いうレールにこの核兵器の問題も乗せていくといふことが大変大事になつてきているかと思うんです。

そこで、先ほどの日中韓三か国会議の共同報道発表にも記されました意味のある六者会合を再開し、今度こそ北朝鮮に核兵器と核開発を放棄させるための実効ある措置を行わせる、こういう対話が必要になつてきているというふうに思いますが、それでも、いかがでしようか。

○政府参考人(滝崎成樹君) 政府いたしましては、先ほど申し上げましたように、引き続き対話と圧力という一貫した方針の下で、日朝平壤宣言に基づいて、米国及び韓国を含む関係国とも緊密に連携しつつ、拉致、核、ミサイルという日朝間の諸懸案を包括的に解決すべく取り組んでいくというのが基本的な考え方であります。

六者会合についてですけれども、これは引き続き諸懸案の解決のための有効な枠組みというふうには考えてますけれども、政府としては、非核化に向けた信頼できる対話のためには、まずは北朝鮮が非核化に向けた真剣な意思を表明して、そのための具体的措置をとることが重要だというふうに考えております。

引き続き、関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対して、安保理決議や六者会合の共同声明などを誠実かつ完全に実施することを求めていきたいというふうに考えております。

○倉林明子君 北朝鮮を対話による解決というレールに乗せる上で重要なことは、御紹介もありましたとおり、関係国を始め国際社会が一致して対応すること、制裁についても実効あるものにするということが大変重要だというふうに思っています。

その場合、大切なのは、目的をはつきりさせる

ことだと思います。そこで、我が国といたしましては、北朝鮮側が、核兵器放棄させるという努力に全力を擧げる

こと、大事だと思うんです。そのためにも六ヵ国協議の早期再開ということで力を尽くしていただきたい、強く求めて、終わります。

○委員長(吉川沙織君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もな

どあります。その上で何が最も効果的かという観点から、不斷に検討を行つていただきたいというふうに考えておられます。

○倉林明子君 大臣に最後お聞きしたいと思うのですが、六ヵ国協議の関係国はもちろん、国際社会が一致して制裁を実効あるものとする必要がある、これは言うまでもないことかと思います。制裁の強化は必要だけれども、その目的はあくまでも核兵器を放棄させるための真剣な対話の場をつくる、ここに置かなければならぬというふうに考えます。今最も力を尽くすべき問題でもあると思いますけれども、大臣の認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(宮沢洋一君) 平成二十五年に本措置の延長を検討したときの状況というのは、今いろいろ御質問ございましたけれども、国際社会の強い反対にもかかわらず、その前年の平成二十四年四月及び十二月に北朝鮮はミサイルを発射し、さらには翌年の平成二十五年二月には核実験を強行するなど、こんな状況でございまして、挑発行為を繰り返すとともに、拉致問題に関する具体的な進展も一切見られなかつた、こういう状況を受けました。

○倉林明子君 北朝鮮がこれまでに実効あるものにするということが大変重要だというふうに思っています。

○倉林明子君 御紹介ありましたように、核兵器を放棄していく、この合意については、二〇〇八年以降実質的な話はできていないということかと思うんですね。やっぱり、いかにこの問題、対話により解決していくのかと、対話による解決と

勢で臨むべく、本措置についても厳格に実施してまいりたいと考えております。

○倉林明子君 北朝鮮を真剣なテーブルに着かせる、核兵器放棄させるという努力に全力を擧げる

こと、大事だと思うんです。そのためにも六ヵ国協議の早期再開ということで力を尽くしていただきたい、強く求めて、終わります。

○委員長(吉川沙織君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もな

どあります。その上で何が最も効果的かという観点から、不斷に検討を行つていただきたいといふふうに考えておられます。

○委員長(吉川沙織君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十六分散会

三月二十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めるに關する請願(第四八九号)(第四九〇号)(第四九一号)(第四九二号)

九号)

四九六号)(第四九七号)(第四九八号)(第四九九号)

第四八九号 平成二十七年三月十三日受理 原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めるにに関する請願		請願者 長野県上田市 岡田悦子 外八百二十名 紹介議員 井上 哲士君	紹介議員 紙 智子君 十名
福島第一原子力発電所の事故災害は、世界に放射能の恐怖と汚染を広げ、福島県民の生活を奪つた。こうした事態を招いた歴代の政府、電力会社、原発を推進してきた原発利益共同体の責任は極めて重大である。原発は、一旦事故が起きたれば制御が効かず、使用済核廃棄物も処分不能な危険極まりない技術である。安全な原子力は存在せず、ましてや世界有数の地震・津波国である日本ではなあさらである。今こそ政府は、原子力発電依存からの撤退（脱原発）を決断し、国内全ての原子力発電所を計画的に廃止し、日本のエネルギー政策を転換すべきである。		この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。	この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。
一、福島原子力発電所の事故を一刻も早く収束させ、福島第一原発・第二原発共に廃炉にすること。 二、原子力発電所の新規計画を中止し、既存の原子力発電所は、計画的に廃炉にすること。 三、原子力発電依存からの撤退を決断し、日本のエネルギー政策の転換を図ること。		紹介議員 倉林 明子君 名	紹介議員 吉良 よしそう君 百二十名
第四九〇号 平成二十七年三月十三日受理 原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めるにに関する請願		この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。	この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。
請願者 京都市 秋良由紀子 外八百二十名 紹介議員 市田 忠義君 名		紹介議員 小池 晃君 百二十名	紹介議員 山下 芳生君 名
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。		この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。	この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。
第四九一号 平成二十七年三月十三日受理 原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めるにに関する請願		紹介議員 田村 智子君 百二十名	紹介議員 田村 智子君 百二十名
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。		この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。	この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。
第四九二号 平成二十七年三月十三日受理 原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めるにに関する請願		請願者 東京都練馬区 横本サヨ子 外八 紹介議員 吉良 よしそう君 百二十名	紹介議員 紙 智子君 十名
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。		この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。	この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。
第四九七号 平成二十七年三月十三日受理 原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めるにに関する請願		請願者 大阪市 和田恒子 外八百二十名 紹介議員 辰巳孝太郎君 名	請願者 埼玉県北足立郡伊奈町 東海ふみ 紹介議員 大門実紀史君 外八百二十名
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。		この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。	この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。
第四九八号 平成二十七年三月十三日受理 原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めるにに関する請願		請願者 島根県出雲市 藤江芳美 外八 紹介議員 仁比 聰平君 二十名	請願者 大阪市 小松美智子 外八百二十名 紹介議員 仁比 聰平君 二十名
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。		この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。	この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。
第四九九号 平成二十七年三月十三日受理 原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めるにに関する請願		請願者 大阪市 小松美智子 外八百二十名 紹介議員 山下 芳生君 名	請願者 大阪市 小松美智子 外八百二十名 紹介議員 山下 芳生君 名
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。		この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。	この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。





平成二十七年四月十日印刷

平成二十七年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P